審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　障害福祉課

法令名	特別児童扶養手当の支給に関する法律	法令番号	昭和３９年法律第１３４号
手続名	障害児福祉手当の受給資格の再認定	根拠条項	第２６条

審査基準	（１）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）第１７条 （２）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和５０年政令第２０７号）第１条

受付機関	町	処理機関	総合福祉センター	交付機関	総合福祉センター	標準処理期間　４５日 標準経由期間　１０日	目次№	8